

3 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換について

し尿のみを処理し、生活雑排水を処理することができない単独処理浄化槽（みなし浄化槽）については、平成12年の浄化槽法改正により、原則として新規に設置することが禁止され、以後の設置基数は緩やかに減少しているものの、平成25年度末現在においても、なお約437万基が残存している状況にある。

既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置の際に支障となる単独処理浄化槽の撤去費用に対する助成について、平成23年度から施工上の制約により撤去跡地以外での転換を図る場合にも、撤去費への助成が認められるよう要件の緩和措置を講じたところである。各都道府県におかれては、浄化槽整備の助成制度と合わせてこれらの制度を活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するよう、管内市町村へ事業内容の周知と積極的な指導をお願いする。

併せて、省エネタイプの浄化槽を導入し、浄化槽の普及率を増加させるとともに一定割合以上の単独処理浄化槽の転換を行う場合には、「低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業」として、助成率引き上げの対象となることから効果的に活用されるようお願いする。

一方で単独処理浄化槽を設置した住民にとっては、既に水洗化という利便性が確保されていることから、転換へのインセンティブが働きにくい状況である。

「浄化槽行政ブロック会議」で出された意見等を整理すると、合併処理浄化槽への転換には、単独処理浄化槽の実態把握に資する浄化槽台帳の整備や、普及啓発の徹底等が有効と考えられることから、各地方公共団体における実施体制づくりや住民に対する継続的な周知（負担軽減措置の説明を含む）、関係団体との協力関係の構築などが重要である。各地方公共団体におかれては、この点も踏まえ単独転換の取組が推進されるよう、適切な指導や支援をお願いする。

○単独処理浄化槽撤去費に関する助成制度の概要

既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換を推進するため、合併処理浄化槽の設置に伴い単独処理浄化槽の撤去が必要となる場合においては、以下の対象地域における基準額の特例を適用することにより、撤去費への助成を行うものである。

- ・対象地域：市町村が定める浄化槽整備区域
- ・基準額の特例（助成対象額）
 - ：合併処理浄化槽とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽等の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合においては、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする。
（現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額とする）

4 浄化槽の整備推進について

（1）都道府県構想の見直しについて

平成25年度末の汚水処理人口普及率は約89%となったものの、未だ1,400万人が汚水処理未普及という状況であり、残された地域への汚水処理施設の早期

整備が求められている。一方、既整備地区においては増大した汚水処理施設ストックの老朽化対策や改築・更新が今後必要となってくる。そこで、汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、汚水処理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（以下、「都道府県構想マニュアル」という。）を平成26年1月にとりまとめた。都道府県構想マニュアルでは、「地域の実情を踏まえ、10年程度で各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること」（10年概成）を目標としている。

環境省としては、汚水未普及地域が人口密度の低い地域が中心であることに加え、人口減少や厳しい財政事情等の今般の社会情勢を踏まえると、経済性及び早期整備の観点から、個別処理である浄化槽が効率的な汚水処理施設として整備される機会が増えると考えている。各都道府県におかれては、10年概成を目標とし、都道府県構想マニュアルを踏まえた都道府県構想の見直しに早急に取り組まれるようお願いする。また、都道府県構想の見直しにあたっては、市町村とそれぞれの計画等について密に連携を図るようお願いする。

（参考）浄化槽サイト

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/prefectures/manual.html>

（2）都道府県構想に基づく市町村の浄化槽整備計画の策定・見直しについて

市町村が策定する「生活排水処理基本計画」では、生活排水処理形態ごとの人口及び区域を定め、生活排水処理施設整備に係る事項等を整理する。この「生活排水処理基本計画」で個別処理とした区域における浄化槽整備の具体的な事業内容を定める計画として、「浄化槽整備計画」が位置づけられる。各地方公共団体におかれては、（1）に基づき都道府県構想が見直された場合は、新たな構想に基づき、市町村により浄化槽整備計画の策定・見直しが積極的に実施されるよう、ご協力をお願いする。

（参考）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく

生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」

（H2.10.8衛環200厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）

<http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=11000480>

（参考）浄化槽サイト_生活排水処理施設整備計画策定マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/manual.html>

（3）市町村浄化槽整備事業の推進

都道府県構想や生活排水処理計画に基づき、汚水処理施設として浄化槽を導入する場合の整備手法としては、個人（住民）が浄化槽を設置して維持管理を行う個人設置型と、市町村が主体となって浄化槽を設置し維持管理も行う市町村設置型がある。市町村においては、住民の意向等の地域ニーズを踏まえ、水環境の保全や市町村財政等を総合的に勘案した上で、「個人設置型」と「市町村設置型」のいずれかにより浄化槽の整備を進めることとなる。

市町村設置型を推進する浄化槽市町村整備推進事業は、住民の設置時や維持管理における金銭的な負担や手間を軽減することから、浄化槽整備の普及促進が見込まれるとともに、維持管理の適正化も期待される。また、都道府県構想の見直しに基づき集合処理から浄化槽に見直された区域においては、浄化槽市町村整備推進事業の実施により、住民の同意を得て事業を進めることが可能となる場合も多いと考えられる。各地方公共団体におかれては、浄化槽の普及推進及び維持管理の適正化に向けて効果的な施策である浄化槽市町村整備推進事業が市町村において積極的に実施されるよう、ご協力をよろしく願います。

(4) 浄化槽事業における民間活用について

全国的な自治体の財政難、人員やノウハウの不足を解決するため、浄化槽事業においても、いくつかの自治体においてPFI事業が実施されている。環境省では浄化槽のPFI事業に関する情報・知見の整理に加え、PFI事業の更なる推進手法や新たな官民連携のあり方の検討を進め、平成26年2月に「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を作成し、浄化槽整備計画の重要性を周知するとともに、浄化槽市町村整備推進事業における市町村負担の軽減法としてPFI事業による民間活用の解説及び事例紹介等を行った。各地方公共団体におかれては、市町村において、浄化槽整備計画が積極的に策定されるとともに、浄化槽市町村整備推進事業への民間活用を検討していただくため、「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」の周知・活用等にご協力をよろしく願います。

(参考) 浄化槽サイト_市町村浄化槽整備計画策定マニュアル

http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/preparation_plan_manual.pdf

5 浄化槽の維持管理の強化等について

(1) 浄化槽法に基づく法定検査の現状

浄化槽法第7条及び第11条の水質に関する検査については、浄化槽がその所期の機能を発揮しているか公的な第三者機関が検査するものであり、その受検が浄化槽管理者に義務付けられている。年々受検率は向上しているが、平成25年度の受検率は浄化槽設置後に行う第7条検査で90.4%、毎年1回行う第11条検査で36.3%（合併処理浄化槽においては、55.4%）と特に第11条検査の受検率は未だ不十分な状況にあり、受検の徹底が課題となっている。また、都道府県別に見た時に、第11条検査の受検率8割超過が12道県あるのに対し、2割以下が2府県ある等、地域の取組による差が大きくなっている。

この課題を受け、受検を徹底し浄化槽の適正な維持管理を確保する観点から、平成17年の浄化槽法改正において、法定検査を受検しない者への指導・助言、勧告及び命令といった都道府県の指導監督に係る規定や、浄化槽の廃止、法定検査の結果等を都道府県が確実に把握できる制度を設けたところである。

各地方公共団体におかれては、このような法改正の趣旨にかんがみ、未受検

者への指導監督を適切に行うとともに、指定検査機関との一層の連携を図りつつ、組織的な維持管理実施のための体制整備や、検査の在り方の改善、浄化槽台帳の精査等、浄化槽管理者の意識や理解の向上に向けた受検指導の強化、受検率向上のための具体的な方策を早急に講じられるようお願いする。なお、環境省では「浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例」を平成22年度に取りまとめているため、参照されたい。

(参考) 浄化槽サイト_浄化槽の法定検査の受検率向上に向けた取り組み事例

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/houteikensa-jirei201003.pdf>

(2) より効果的な法定検査体制の構築

浄化槽の信頼性向上のため、水質の保全に関して必要な対応を図ることができ法定検査方法を示すことが必要との考えから、平成17年度以降、法定検査の見直しのあり方について検討を進めているところである。

平成27年度においては、法定検査のあり方に関して、効率化検査を実施している都道府県を対象にフォローアップ調査を実施する予定である。調査実施の際にはご協力をよろしく願います。さらに、指定検査機関における十分な精度管理の実施など信頼性確保の措置についても、充実に向けた施策の実施をお願いする。

(3) BOD検査の導入

第11条検査へのBOD検査の導入は、処理状況を数値化するもので、設置者にとってよりわかりやすい検査結果を得られるものであり、設置者の第11条検査への理解を深める面でも効果的であると考えられる。また、平成17年の浄化槽法改正において、BODによる浄化槽からの放流水の水質基準が設けられたこと等を踏まえると、可及的速やかにBOD検査の導入を図ることが必要と考えられる。

環境省では、法定検査の効率的な推進等を図る趣旨から、平成7年6月に検査項目、検査方法等の一部を改正して通知しており、この趣旨に沿って、第11条検査にBODを導入した場合には他の検査項目の一部を軽減できることとしている。これらの制度も活用しつつ、既に、平成26年3月時点において全国47都道府県のうち41の都道府県でBOD検査を導入しており、BOD検査を未だ導入していない残りの都道府県においても、BOD検査の早急な導入、及びそのための指定検査機関の体制整備をお願いする。

(4) 浄化槽台帳システムの整備推進

浄化槽の設置や維持管理にかかる届出及び報告を管理するための帳簿が浄化槽台帳である。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の早期確立に向けては、浄化槽台帳情報を電子データとして関係者間で効率的かつ正確に管理することを可能とする浄化槽台帳システムの整備が必要である。また、浄化槽台帳システムにGIS（地理情報システム）を導入することは、設置状況を視覚的かつ正確に把握することが可能となるため、管理体制の強化

や効率化にもつながる。東日本大震災においては、GISを活用した浄化槽台帳システムが被災浄化槽の効率的な復旧に役立ったという事例もある。このような特長を踏まえ、環境省では浄化槽台帳システムの定義や導入手順の手引きとして、平成26年3月に「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル」を作成し、本年3月には、より実態に即した内容となるよう、第2版として改訂したところである。

各地方公共団体におかれては、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第2版」の周知等を含め、台帳整備の推進による信頼される浄化槽システムづくりに取り組まれない。

また今年度は、地方公共団体の台帳整備に関する支援等を行う予定であるので、実施の際は、各位のご協力をお願いする。

(参考) 浄化槽サイト_浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第2版

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/ledger-introduction-manual.pdf>

(5) 浄化槽管理士実態調査

浄化槽の保守点検の適正な実施を確保することを目的として、浄化槽法において、浄化槽管理士の資格が国家資格として設けられている。適正な維持管理体制の確保に向けて、浄化槽管理士の現状把握のため、その年齢分布、地域毎の登録状況及び需要等についての実態調査を実施した。(平成26年度の調査結果については、参考資料を参照されたい。)

各地方公共団体におかれては、このようなデータも参考とされ、維持管理体制の確立を進めていただきたい。

6 その他

(1) 行政調査について

行政調査については、汚水処理の普及状況に係る調査、行政組織に係る調査等、浄化槽行政の基礎資料とするため、例年、その目的に応じて各種の調査を実施し、協力をいただいているところである。

浄化槽行政に係る中長期的な施策の検討及び実施にあたっては、これらの調査に基づく基礎資料の充実が必要不可欠であり、近年発生している浄化槽行政上の新たな課題に対応するためには、行政調査について、調査内容の充実・強化を図るとともに、調査実施主体である各地方公共団体の負担も考慮しつつ見直しを行っていくことが重要であると考えている。各地方公共団体におかれては、上記の趣旨をご理解のうえ、調査実施の際はご協力をよろしく願います。

(2) 浄化槽の国際展開について

環境省では、国連ミレニアム開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のため、国際ワークショップ等による国際ネットワークの構築、官民連携による展開も視野に入れたし尿処理システムの現地技術化や技術移転に向けた課題の検討、アジア太平洋地域の衛生分野の情報共有の国際拠点として発足した日

本サニテーションコンソーシアムとの連携等により、日本発の優れた技術である浄化槽等し尿処理システムの普及に向けた取組を展開している。

今年度も昨年度に引き続き、アジア地域にて国際ワークショップを開催する予定である。（開催時期及び開催地未定。）また、中国、ベトナム、インドネシア等で現地調査を実施し、現地に適した浄化槽の検討を行う予定である。

なお、昨年度までの取組で、浄化槽に関する英語資料や視覚教材を作成しており、各地方公共団体におかれては、このような資料もご活用いただき、管内での国際的な取組において浄化槽の紹介を行う等、浄化槽等の国際的な展開に向けてもご協力をお願いする。

(参考) 浄化槽サイト_

Night Soil Treatment and Decentralized Wastewater Treatment

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/wastewater_treatment_systems.html

(3) 震災を踏まえた対応について

環境省では、東日本大震災の被害調査結果を踏まえ、平成22年3月に策定した「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」を第2版として、より実務的なマニュアルへ平成24年3月に改定を行った。また、東日本大震災において、1週間程度で設置できる浄化槽の特長を活かし、多くの応急仮設住宅に設置されたことを踏まえ、平成26年2月に、「応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点」をとりまとめた。さらに、平成27年3月に仙台で行われた第3回国連防災世界会議においては、「浄化槽における災害対策」と題するパンフレットを配布し、浄化槽の災害対応についての情報提供を行ったところである。各地方公共団体におかれては、「災害時の浄化槽被害等対策マニュアル」等の周知を含め、浄化槽に係る地域の災害対応力強化に取り組まれない。

(参考) 浄化槽サイト_災害時の浄化槽被害等対策マニュアル

<http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/manual/manual04.html>

(参考) 浄化槽サイト_

応急仮設住宅に設置される浄化槽の施工・維持管理・有効利用における留意点

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/pdf/makeshifthouse-consideration.pdf>

(参考) 浄化槽サイト_浄化槽における災害対策

http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj_full.pdf

(参考) 浄化槽サイト_Disaster Countermeasures for Johkasou

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/pamph/pdf/dcfj-en_full.pdf

(4) 国土強靱化に関する施策について

平成26年6月3日に国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「国土強靱化基本計画」が閣議決定されたところである。本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」が想定されており、これに対する「事前に備えるべき目標」として「大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る」が設定されている。

これを踏まえ、個別分散型処理システムとして災害に強く早期に復旧できる特性を持つ浄化槽の普及を促進しつつ、早期復旧に対応できる浄化槽の管理体制の構築を推進することで浄化槽システム全体での更なる強靱化及び信頼性の向上を図ることが必要である。

各地方公共団体におかれては、国土強靱化基本計画を踏まえ、GISを活用した効果的・効率的な管理体制の構築や市町村との連携等、浄化槽システムの強靱化に取り組まれない。

(5) 地方分権改革に関する地方からの提案について

地方分権改革の一環として、地方の発意に根差した新たな取組を推進するため、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2014について」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、平成26年度に、地方分権に係る権限移譲や規制緩和に関する地方からの提案募集が実施された。

その中で長崎県より、浄化槽法に基づく浄化槽保守点検業登録の範囲について、営業範囲が保健所設置市とそれ以外の市町村にまたがる場合は、都道府県又は保健所設置市のどちらか一方のみで可能とする規制緩和を行うという「浄化槽保守点検業の登録制度の合理化」に関する提案があった。

これに対し、平成27年1月31日に閣議決定した対応方針においては、この提案については、現行の浄化槽法で対応可能であるとして、「浄化槽法第48条第1項に規定する浄化槽保守点検業の登録については、都道府県と保健所設置市又は特別区が協議の上で、地域の実情に応じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという法の目的に照らして適正な登録制度を設けることが可能である。」と整理された。地方公共団体におかれては、浄化槽法の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する観点から、適正な浄化槽保守点検業の登録制度を設けられたい。

(参考) 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/k-tb26-honbun.pdf>

(6) 規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告について

総務省は、総務省設置法に基づき、各行政機関の業務の実施状況の評価・監

視を行っており、今般、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限のものとする観点から、規制の実施状況、規制に伴う国民の負担の状況等について、各省庁に対して実態調査を行ってきたところ。

この調査結果に基づき、平成26年9月に総務大臣より環境大臣に対して、「①浄化槽の法定検査について、全国の法定検査に関する実態を踏まえ、法定検査の効率化・在り方の見直しを行うこと。」、「②浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、2年以上の期間の設定が可能であるとの情報提供を行うこと。」との勧告があった。

①については、これまで、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、法定検査の在り方についての検討を進めてきたところ。今年度は、効率化検査を実施している都道府県を対象にフォローアップ調査を実施し、その結果を踏まえ、法定検査の見直しも含めた在り方について、引き続き検討作業を進めていくこととしている。効率化検査を実施している都道府県におかれては、調査実施の際には、ご協力をお願いします。

②について、浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業の許可期間については、市町村長の判断により、地域の実情に応じて2年以上の期間の設定を行うことが可能である。市町村におかれては、地域の実情に応じて、適切な許可期間を設定されたい。

(参考) 規制の簡素合理化に関する 調査結果に基づく勧告

http://www.soumu.go.jp/main_content/000315358.pdf

(7) 「P F I の推進に関する行政評価・監視」に基づく勧告について

総務省は、総務省設置法に基づき、各行政機関の業務の実施状況の評価・監視を行っており、今般、P F I 事業の推進状況、P F I 事業を推進する上での課題を把握するべく、各省庁に対して調査を行ってきたところ。

この調査結果に基づき、平成27年4月に総務大臣より環境大臣に対して、「公共施設等の管理者等が汚泥の収集・運搬業務を含むP F I 事業を実施する場合における、禁止されている再委託には該当しないP F I 事業契約締結の要件を明確にした上で、当該要件について、地方公共団体に対し周知すること」との勧告があった。

これについて、今年度は、再委託には該当しないP F I 事業契約締結の要件の明確化に向け、当該要件の考え方について検討を進める予定である。

(参考) P F I の推進に関する行政評価・監視 結果に基づく勧告

http://www.soumu.go.jp/main_content/000353877.pdf